

住宅型有料老人ホーム tonari

入 居 契 約 書

株式会社Pinky

第1部 有料老人ホーム入居契約書

表題部記載の契約当事者である「入居者」と「事業者」は、両者の間において、以下の条項に基づく標記契約（以下「本契約」といいます。）を締結します。

この証として、当事者は本契約書2通を作成し、記名捺印の上、各自その1通を保有します。

表題部

(1) 契約の開始年月日

契約締結日	令和 年 月 日
入居予定日	令和 年 月 日

(2) 契約当事者の表示

入居者名	入居者 氏名： _____ 印 住所： _____ (男性・女性) (明治・大正・昭和) 年 月 日生まれ
目的施設設置事業者名	(以下「事業者」といいます) 法人名 株式会社Pinky 代表者 代表取締役 伊藤 隆志 印 住所 愛知県名古屋市昭和区北山町3丁目22番地の2シャトレ北山502号

(3) 上記(2)「契約当事者」以外の関係者の表示

身元引受人（連帯保証人） (本契約第32条ならびに第33条に定める)	入居者の身元引受人 氏名： _____ 印 住所： _____
---------------------------------------	---------------------------------------

契約立会人等の第三者	1. 氏名： 印 住所： 入居者との間柄： 配偶者・身元引受人・家族（具体的に ） 生活支援員・その他（具体的に ）
------------	---

（４）目的施設

施 設 名 称	住宅型有料老人ホーム tonari
施設の類型及び表示事項	住宅型有料老人ホーム 居住の権利形態 ： 利用権方式 利用料の支払方式 ： 月払い方式 入居の要件 ： 自立・要支援・要介護 介護保険 ： 在宅サービス利用可 （介護保険の在宅サービスを利用出来るホームです） 居室区分 ： 個室25室 （定員25名）
開 設 年 月 日	令和8年
所 在 地	〒454-0911 愛知県名古屋市中川区高畑五丁目227番地
敷地概要（権利関係）	権利形態 借地 516.79㎡ 土地所有者 〒466-0045 愛知県名古屋市昭和区丸屋町五丁目61番地 今井 宏 契約期間 なし
建物概要（権利関係）	権利形態 借家 延932.94㎡ うち有料老人ホーム部分 延922.56㎡ 建物所有者 〒466-0045 愛知県名古屋市昭和区丸屋町五丁目61番地 今井 宏 契約期間 なし 建築年月日

居 室	居室及び定員 一般居室 25室（全室個室） 25名
共用施設概要	食堂、浴室、トイレ、汚物処理・洗濯機、エレベーター

（５）入居者が居住する居室

階層・居 室 番 号	階 第 号室		
間取り・タイプ	一般居室		
居 室 面 積	m ²	ベランダ面積	無し
付 属 設 備 等	洗面台、緊急通報装置、エアコン、照明器具、テレビ回線 ナースコール、スプリンクラー		

（６）入居後に支払う費用の概要（表題部記載の契約締結日現在）

月払いの利用料		月額合計 130,000円（税込）
支払方法		自動引落とし・振込
内 訳	家 賃	月 額 48,000円（非課税）
	管理費	月 額 22,000円（税込） （使 途）共用施設等の維持管理費、光熱水費、夜間対応
	食 費	月 額 45,000円（税込） 朝500円、昼500円・夜500円の計算 月額上限は45,000円（税抜）とし、それを下回る利用回数となる場合でも、月額料金の全額を請求とする

	介護保険給付 対象外費用	・ 消耗品費 月額 15,000円（税込） （用途）オムツ、紙タオル、衛生材料等 ・ 重要事項説明書の別添2「有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表」参照
消 費 税		税法に則り消費税を負担（金額は消費税込表示しています）

第1章 総 則

第1条（目的）

1. 事業者は、入居者に対し、老人福祉法、介護保険法、その他関係法令、有料老人ホーム設置運営指導指針が定める倫理綱領を遵守し、本契約書の定めに従い、入居者に対し次の各号に掲げる目的施設を終身にわたり利用する権利を与え各種サービスを提供します。
 - 一 表題部（4）記載の目的施設の利用
 - 二 本契約第4条に定める各種サービス
2. 入居者は、本契約の定めを承認すると同時に、事業者に対し、本契約に定める利用料と各種サービスの提供に係る費用の支払いに同意します。

第2条（目的施設の表示）

入居者が居住する居室及び他の入居者と共用する施設（以下、「目的施設」といいます。）は、表題部（4）に定めるとおりとします。

第3条（利用権）

1. 入居者は、本契約第24条（本契約の終了）第二号又は同条第三号に基づく契約の終了がない限り、本契約の規定に従い、居住を目的として居室及び共用施設を利用することができます。
2. 入居者は、目的施設の全部又は一部についての所有権を有しません。
3. 入居者は、第三者に対して、次に掲げる行為を行なうことはできません。
 - 一 居室の全部又は一部の転貸
 - 二 目的施設を利用する権利の譲渡
 - 三 その他前各号に類する行為又は処分

第4条（各種サービス）

1. 事業者は、入居者に対して、前条第1項に定める利用権に付帯する権利として、次に掲げる各種サービスを提供します。
 - 一 健康管理サービス
 - 二 食事の提供及び食事の介助
 - 三 生活相談、助言
 - 四 生活サービス
2. 事業者は、入居者のために、医師に対する往診の依頼は行うが、通院の支援や入院の手続き支援等受療の援助や、治療行為は行いません。
なお、医療を受けるにあたって医療に要する費用は、医療保険の給付対象とならない費用を含めてすべて入居者の負担となります。
3. 入居者は、第三者に対して、次に掲げる行為を行うことはできません。
 - 一 本契約に基づくサービスを受ける権利の全部又は一部の譲渡
 - 二 その他上記に類する行為又は処分

第5条（管理規程）

1. 事業者は、本契約書の詳細等を規定する管理規程を作成し、入居者・事業者共にこれを遵守するものとします。
2. 前項の管理規程は、本契約書に定める事項のほか、当該各号の項目を含んだものとします。

- 一 居室数及び入居者の定員
 - 二 本契約に定める各種サービスの内容及びその費用負担の内訳
 - 三 入居者が医療を要する場合の対応及び協力医療機関の名称及び所在地・交通の便、診療科目及び具体的協力内容等
 - 四 事故・災害並びに入居者の急病・負傷の場合の具体的対応方法、及び、定期的に行われる訓練等の内容
3. 管理規程は、本契約の趣旨に反しない範囲内で、事業者において改定することができるものとします。
- この場合、事業者は、本契約書第8条（運営懇談会）に定める運営懇談会の意見を聴いたうえで行うものとします。

第6条（施設の管理、運営、報告及び地域との協力）

1. 事業者は、施設長その他必要な職員を配置して、目的施設の維持管理を行うとともに本契約に定める各種サービスを提供し、入居者のために必要な諸業務を処理して施設の運営を行います。
2. 事業者は、以下に掲げる事項に関して帳簿を作成し、5年間保存します。
 - 一 利用料その他入居者が負担する費用の受領の記録
 - 二 入居者に提供した本契約書第4条に規定するサービスの内容
 - 三 緊急止むを得ず行った身体拘束の態様、理由、時間その際の入居者の心身の状況
 - 四 第4条のサービスの提供に関して生じた入居者及び家族の苦情の内容
 - 五 第4条のサービスの提供により、入居者に事故が発生した場合の状況及び処置の内容
 - 六 第4条のサービスの提供を他の事業者へ委託した場合、当該事業者の名称、所在地、契約の内容及びその実施状況
3. 事業者は、入居者に対し、次に掲げる事項を要望に応じ開示するものとします。
 - 一 重要事項説明書に関わる項目について、直近の年間の入退去者数及び入居期間の分布状況を含む入居者の状況、要支援者・要介護者の状況、施設全体の職員数・人的配置・勤務形態・職員の資格保有の状況等
4. 事業者は、施設の運営とサービスの提供にあたっては、地域及び地域住民との交流を図り、地域との連携に努めるとともに、地方自治体を実施する相談又は苦情処理等の事業に協力するよう努めます。

第7条（入居者の権利）

1. 入居者は、本契約に基づいて提供されるすべてのサービスについて、次の各号に掲げる権利を有します。
2. 入居者は、これらの権利を行使することにより、事業者から不利益な取扱いを受けたり、差別的待遇を受けることはありません。
 - 一 入居者は、サービスの提供においてプライバシーを可能なかぎり尊重されます
 - 二 入居者は、希望すれば自己に関する健康や介護の記録（ただし、医師が管理する診療記録は除く）を閲覧することができますが、入居者以外の者がその閲覧を要求しても、入居者の同意がないかぎり閲覧させることはありません
 - 入居者の写真、身上や健康に関する記録は、法令等による場合を除き、入居者の意思に反して外部に公開されることはありません
 - 三 入居者は、自己が選ぶ医師や弁護士その他の専門家いつでも相談することができます

ただし、その費用は入居者が負担します

- 四 入居者は、緊急やむをえない場合をのぞき、身体的拘束その他行動を制限されることはありません
- 五 入居者は、施設での運営に支障がないかぎり、入居者個人の衣服や家具備品を居室内に持ち込むことができます
- 六 入居者は、事業者及び事業者の提供するサービスに対する苦情に関して、いつでも事業者に直接申し出ることができるとともに、その他行政機関等に対して申し出ることができます。

第8条（運営懇談会）

1. 事業者は、本契約に基づく権利の行使又は義務の履行に伴って生ずる諸種の問題に関し、意見交換の場として運営懇談会を年1回開催します。
2. 事業者は、前項の運営懇談会について、管理規程等に、次に掲げる項目を含む詳細を定めるものとします。
 - 一 会の構成メンバーの詳細
 - 二 外部からの運営への点検に資する、事業者側関係者及び入居者以外の第三者的立場にある構成メンバーの有無
 - 三 要介護状態にある入居者の身元引受人等に対する連絡方法等

第9条（苦情処理）

1. 入居者は、事業者及び事業者が提供するサービスに関して、いつでも苦情を申し立てることができます。
2. 事業者は、前項による苦情受付の手続き及び記録方法等について管理規程等で定め、入居者からの苦情等の適切な解決に努めます。
3. 事業者は、入居者から、本条第1項に基づく苦情申立に対応する責任者をあらかじめ定め、入居者からの苦情申立に迅速かつ誠実に対応します。
4. 事業者は、入居者が苦情申し立てを行ったことを理由として何らかの不利益な取扱いをすることはありません。

第10条（賠償責任）

1. 事業者は、本契約に基づくサービスの提供にあたって、万一、事故が発生し入居者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、不可抗力による場合を除き、速やかに入居者に対して損害の賠償を行います。

ただし、入居者側に故意又は重大な過失がある場合には、賠償額を減ずることがあります。
2. 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置等について記録を残します。

第11条（秘密保持）

事業者は、業務上で知り得た入居者及びその家族に関する秘密並びに個人情報については、個人情報保護法を遵守してその保護に努め、入居者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合又は入居者の事前の同意がある場合を除いて、契約中及び契約終了後も、第三者に漏らすことはありません。

第2章 提供されるサービス

第12条（健康管理サービス）

事業者は、入居者の日常の健康状態に留意すると同時に、次に掲げる事項の詳細を管理規程等に定め、それに基づいて入居者が健康を維持するように助力します。

- 一 入居者が入居時及び1年に2回定期的に健康診断を受ける機会を設けます
- 二 協力医療機関を定めるとともに、その具体的協力内容を文書で定めます
- 三 入居者が罹病、負傷等により治療を必要とする場合には、医療機関又は目的施設において医師による必要な治療が受けられるよう、医療機関との連絡・紹介・受診手続・通院支援等の協力をを行います

第13条（食事サービス）

事業者は、次に掲げる事項の詳細を管理規程に定め、それに基づいて入居者に食事を提供します。

- 一 事業者は、原則としてホーム内の食堂において、毎日入居者に1日3食の食事を提供する体制を整えます
- 二 事業者は、食事の提供に必要な職員を配置します
- 三 事業者は、事業者が指定する医師又は入居者の治療を担当する医師の特別の指示がある場合には、その指示により特別の食事を提供します

第14条（生活相談、助言）

事業者は、次に掲げる事項の詳細を管理規程に定め、それに基づいて入居者に生活全般に関する諸問題について、相談や助言を行います。

- 一 事業者が、一般的に対応や紹介できる相談や助言
- 二 専門的な相談や助言のために事業者が入居者に紹介できる専門家や専門機関の概要と、これらを利用する場合の費用の概要

第15条（生活サービス）

事業者は、介護保険による介護サービスは提供いたしません。

「訪問介護等の居宅サービス」とは別に、入居者のご希望により事業者は「生活サービス」の一環として職員による生活サービスを提供します。

事業者は、次に掲げる事項の詳細を管理規程に定め、それに基づいて入居者に各種の生活サービスを提供します。

- 一 事業者が一般的に対応できる、施設来訪者の受付・取次、郵送物の保管・管理、身元引受人等への連絡
- 二 外部業者の紹介
- 三 安否確認の巡回
- 四 洗濯、清掃ならびに一般生活において必要な家事等
- 五 その他

第3章 使用上の注意

第16条（使用上の注意）

入居者は、目的施設及び敷地の利用方法等に関し、その本来の用途に従って、善良な管理者の注意をもって利用するものとします。

第17条（禁止又は制限される行為）

1. 入居者は、目的施設の利用にあたり、目的施設又はその施設内において、次の各号に掲げる行為を行うことはできません。
 - 一 銃砲刀剣類、爆発物、発火物、有毒物等の危険な物品等を搬入・使用・保管すること
 - 二 大型の金庫、その他の重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付けること
 - 三 排水管その他を腐食させるおそれのある液体等を流すこと
 - 四 テレビ・ステレオ等の操作、楽器の演奏その他により、大音量で近隣に著しい迷惑をあたえること
 - 五 猛獣・毒蛇等の明らかに近隣に迷惑をかける動植物を飼育すること
2. 入居者は、目的施設の利用にあたり、事業者の承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行うことはできません。また、事業者は、他の入居者からの苦情があった場合、その他事業者が必要と認めた場合に、その承諾を取り消すことがあります。
 - 一 居室及び予め管理規程に定められた場所以外の共用施設又は敷地内に物品を置くこと
 - 二 目的施設内において、営利その他の目的による勧誘・販売・宣伝・広告等の活動を行うこと
 - 三 目的施設の増築・改築・移転・改造・模様替え、居室の造作の改造等を伴う模様替え、敷地内における工作物を設置すること
 - 四 管理規程等において、事業者がその承諾を必要と定めるその他の行為を行うこと
3. 入居者は、目的施設の利用にあたり、事業者が入居者との事前協議を必要と認める事項については、あらかじめ事業者と協議を行うこととします。
4. 入居者が、第1項から第3項の規定に違反し、もしくは従わず、事業者又は他の入居者その他第三者に損害を与えた場合は、事業者又は当該第三者に対する損害賠償責任が生ずる場合があります。

第18条（修繕）

1. 事業者は、入居者が目的施設を利用するために必要な修繕を行います。

この場合において、入居者の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、入居者が負担するものとします。
2. 前項の規定に基づき事業者が修繕を行う場合には、事業者はあらかじめその旨を入居者に通知することとします。

この場合において、入居者は正当な理由がある場合を除き、その修繕の実施を拒否することができません。
3. 前2項の規定にかかわらず、居室内における軽微な修繕について、事業者は、次に掲げる事項の詳細を管理規程に定めることとします。
 - 一 以下の修繕が入居者の負担となるか、事業者の負担となるかの定め
 - ア 窓ガラスの取り替え
 - イ 電球、蛍光灯の取り替え
 - ウ 給水栓の取り替え
 - エ 排水栓の取り替え
 - 二 その他軽微な修繕の内容と修繕費用の負担についての定め
 - 三 前二号のそれぞれの修繕を、入居者が事業者の承諾がなく行うことができるか否かの定め

第19条（居室への立ち入り）

1. 事業者は、目的施設の保全・衛生管理・防犯・防火・防災、その他事業者が管理上特に必要があ

ると認めたときは、あらかじめ入居者の承諾を得て、居室内への立ち入り又は必要な措置を行うことができます。

2. この場合、入居者は正当な理由がある場合を除き、事業者の立ち入りを拒否することはできません。
3. 事業者は、火災、災害その他により入居者又は第三者の生命や財産に重大な支障をきたす緊急の恐れがある場合には、入居者の承諾を得ることなく、居室内に立ち入ることができるものとします。

この場合に、事業者は入居者の不在時に居室内に立ち入ったときは、立ち入り後、その理由と経過を入居者に通知することとします。

第4章 費用の負担

第20条(月払い利用料)

1. 入居者は、事業者に対して、表題部（7）に記載する月払いの利用料を支払うものとします。
口座振替は毎月27日とさせていただきます。27日が土日祝日であれば、翌営業日といたします。
2. 事業者は、前項の月払いの利用料を定めるにあたり、管理規程で次に掲げる事項の詳細を明記するものとします。
 - 一 月額の利用料により徴収される費用の具体的内容や考え方
 - ア 第6条第1項に関して利用料に含まれる費用
 - イ 第12条に関して利用料に含まれる費用
 - ウ 第13条に関して利用料に含まれる費用
 - エ 第14条に関して利用料に含まれる費用
 - オ 第15条に関して利用料に含まれる費用
 - カ その他月払いの利用料として徴収される費用
 - 二 月払いの利用料の支払方法
 - ア 利用料支払の該当月の考え方
 - イ 利用料の支払が毎月いつまでにどのような方法で行われるべきかの考え方
 - ウ 事業者から入居者への請求内訳の送付の時期

第21条（食費）

1. 入居者は、第13条により事業者から食事の提供を受けた場合には、事業者に対して、事業者が管理規程で定める食費を支払うものとします。
2. 事業者は、前項の食費を定めるにあたり、管理規程で次に掲げる事項の詳細を明記するものとします。
 - 一 食費に含まれる費用の内容や考え方
 - 二 食費の支払方法
 - ア 食費は前月分の喫食実績により徴収するかどうかの考え方
 - イ 食費の支払が毎月いつまでにどのような方法で行われるべきかの考え方
 - ウ 事業者から入居者への請求内訳の送付の時期

第22条（その他の費用）

1. 事業者は、管理規程において、次に掲げる事項を含む各種の費用が入居者の負担となるのか等の詳細を明記するものとします。
 - 一 入居者が居室で使用する電話使用料及び各個人嗜好品
 - 二 その他あらかじめ事業者が定めた料金表に基づき入居者の希望により事業者が提供した各種サービスの利用料
2. 事業者は、前項の第一号から第二号までの費用のうち、入居者が事業者に支払うべき費用について、あらかじめ内訳を送付するものとします。

第23条（費用の改定）

1. 事業者は、第20条及び第21条の費用並びに第22条の入居者が支払うべきその他の費用の額を改定することがあります。その場合、改定根拠を入居者に示します。
2. 事業者は、前項の費用の改定にあたっては、目的施設が所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案し、第8条に定める運営懇談会の意見を聴いたうえで改定するものとします。
3. 本条第1項の改定にあたっては、事業者は入居者及び身元引受人等へ事前に通知します。

第5章 契約の終了

第24条（契約の終了）

本契約は、次の事由により終了するものとします。

- 一 入居者が死亡したとき
- 二 事業者が第25条（事業者による契約解除）に基づき解除を通告し予告期間が満了したとき
- 三 入居者が第26条（入居者による中途解約）に基づき中途解約を通知し予告期間が満了したとき
- 四 天災地変、法令の制定その他事業者の責めによらない事由により、事業者が本契約に基づく債務の履行を行えなくなったとき

第25条（事業者からの契約解除）

1. 事業者は、入居者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、そのことにより本契約を将来にわたって維持することが社会通念上著しく困難と認められる場合に、2か月の解約予告期間を持って本契約を解除することができます。
 - 一 入居者が入居資格等について虚偽の申告、その他不正な手段により本契約を締結したとき
 - 二 入居者が月額利用料その他の支払いを、3ヶ月間遅滞したとき（滞納1ヶ月を経過した時点からを解約予告期間とみなします）
 - 三 第17条（禁止事項）に違反したとき
 - 四 入居者の行動が、他の入居者の生命・身体・財産に危害を及ぼす恐れがあり、かつ入居者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないとき
2. 前項の規定に基づく契約の解除は、次の各号の手続きによって行います。
 - 一 前項の各号にかかる事由が生じた場合、入居者に対して退去の通告を行い、当該通告が到達してから2週間を経過した日に、解除の通知を発送する
 - 二 前号の通告に先立ち、入居者、成年後見人及び身元引受人に弁明の機会を設ける。前項二号に該当する場合は、支払が遅滞してから一ヶ月が経過した後に、口頭または文書により支払催告を行う
 - 三 解除通告に伴う予告期間中に、入居者の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には入居者、成年後見人及び身元引受人等、その他関係者・関係機関と協議し、移転先の確保について協力する
3. 本条第1項第四号によって契約を解除する場合には、事業者は前項に加えて次の各号の手続きを行ないます。
 - 一 医師の意見を聴く
 - 二 一定の観察期間をおく

第26条（入居者からの中途解約）

1. 入居者が、契約期間の中途において本契約を解約しようとするときは、少なくとも1ヶ月前に事業者に対し所定の解約通知書により解約を通知します。
2. 入居者が、死亡を含む前項の予告期間をおかず居室を退居した場合には、事業者が入居者の退居を知った日の翌日から起算して30日目をもって、居室は解約されたものとみなします。

第27条（明け渡し及び原状回復）

1. 入居者又は身元引受人等は、第24条により本契約が終了した場合には、すみやかに居室を明け渡すこととします。
2. 入居者は、前項の居室の明け渡しの場合に、通常の使用に伴い生じた居室の損耗をのぞき、居室を原状回復することとします。
3. 入居者並びに事業者は、前項の規定に基づき入居者がその費用の負担で行う原状回復の内容及び方法について協議するものとします。

第28条（財産の引渡等）

1. 事業者は、第26条による本契約の終了後における入居者の所有物等を、善良なる管理者の注意をもって保管し、入居者又は身元引受人等にその旨を連絡します。
2. 入居者又は身元引受人等は、前項の連絡を受けた場合、本契約終了日の翌日から起算して10日以内に、入居者の所有物等を引き取るものとします。
ただし、事業者は、状況によりこの期限を延長することがあります。
3. 事業者は、前項による引取期限が過ぎてもなお残置された所有物等については、入居者又は入居者の相続人その他の承継人がその所有権等を放棄したものとみなし、事業者において入居者負担により適宜処分することができるものとします。

第29条（契約終了後の居室の使用に伴う実費清算）

入居者は、契約終了日までに居室を事業者に明け渡さない場合には、契約終了日の翌日から起算して、入居者の所有物等を引き取る日までの家賃・管理費相当額を事業者に支払うものとします。

ただし、第24条第一号の規定に該当する場合は、前条第2項に規定する明け渡し期限を本条にいう契約終了日とみなします。

第30条（清算）

事業者は、本契約が終了した場合においては、前払い分の家賃、管理費分の金額（以下『清算金』という）を返還いたします。

但し事業者は、本契約が終了した場合においては、通常の使用方法以外での居室の破損及び汚れの修繕費・クリーニング費用等、入居者の事業者に対する支払債務がある場合には、先払い月額利用料から差し引くことがあります。

この場合には、事業者は先払い月額料から差し引く債務の額の内訳を入居者及び身元引受人等に明示します。

2 事業者は、前項の清算金を契約終了日の翌日から起算して90日以内に返還します。

第6章 身元引受人、清算金受取人等

第31条（身元引受人）

1. 入居者は、身元引受人を1名定めるものとします。

ただし、身元引受人を定めることができない相当の理由が認められる場合はこの限りではありません。

2. 前項の身元引受人は、本契約書に基づく入居者の事業者に対する債務を連帯して保証するとともに、事業者と協議し、必要なときは入居者の身柄を引き取るものとします。

3. 事業者は、入居者の生活において必要な場合には、身元引受人への連絡・協議等に努めるものとします。

4. 事業者は、入居者が要支援又は要介護状態にある場合には、入居者の生活及び健康の状況並びにサービスの提供状況等を定期的に身元引受人に連絡するものとします。

5. 身元引受人は入居者が死亡した場合の遺体及び遺留金品の引き受けを行うこととします。

第32条（連帯保証人）

連帯保証人は、利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担するものとします。

2 前項の連帯保証人の負担は、極度額（120万円）を限度とします。

第33条（事業者へ通知を必要とする事項）

入居者又は身元引受人は、次に掲げる事項を含め、事業者への通知の必要が発生した場合には、その内容を延滞なく事業者へ通知します。

一 入居者若しくは身元引受人の氏名が変更したとき

二 入居者若しくは身元引受人について、法令等に基づく成年後見制度による後見人・保佐人・補助人の審判があったとき、又は破産の申し立て（自己申し立てを含む）、強制執行・仮差押え・仮処分・競売・民事再生法等の申し立てを受け、若しくは申し立てをしたとき

三 入居者が「任意後見契約に関する法律」に基づき任意後見契約を締結したとき

第34条（清算金受取人）

1. 入居者は、第30条に規定する清算金受取人1名を定めるものとします。

2. 前項に規定する清算金受取人は身元引受人がこれを兼ねることができます。

3. 第1項に規定する清算金受取人に支障が生じた場合は、入居者は、事業者に対し、直ちにその旨

を通知するとともに、事業者の承認を得て、新たな清算金受取人を定めるものとします。

第35条（身元引受人の変更）

1. 事業者は、身元引受人が第34条第二号ないし第三号の規定に該当する場合には、入居者に対して新たに身元引受人を定めることを請求することがあります。
2. 入居者は、前項に規定する請求を受けた場合には、身元引受人を立てるものとします。

第7章 その他

第36条（入居契約締結時の手続き）

1. 入居者から申し込みがなされ、入居審査を経て事業者の承諾がなされた後、契約当事者間において入居契約が締結されます。
（ア）本契約締結後、入居者は、事業者に対し、表題部に定める入居時までに支払う費用を支払うものとします。
2. 事業者は、本契約締結に際し、入居者が契約内容を十分理解した上で契約を締結できるように、十分な時間的余裕を持って、別に定める重要事項説明書に基づいて契約内容の説明を行います。
（ア）説明を行った者及び説明を受けた入居者の双方は、重要事項説明書の所定欄に記名捺印して、それぞれがこれを保管することとします。

第37条（費用計算起算日の変更）

事業者又は入居者が、表題部記載の各種の起算日の変更を希望する場合は、その旨を直ちに相手方に書面によって通知するものとし、協議を行うこととします。

第38条（誠意処理）

本契約に定めのない事項及び本契約の各条項の解釈については、事業者並びに入居者は、相互に協議し、誠意をもって処理することとします。

第39条（合意管轄）

本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、名古屋地方裁判所もしくは名古屋簡易裁判所をもって第一審管轄裁判所とすることを、事業者及び入居者はあらかじめ合意します。